

2026年度入試 和光大学大学院 入学資格審査実施要領

学校教育法施行規則第155条第1項第8号の規定により和光大学大学院(以下「本大学院」という。)へ入学を希望する者について、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるかどうか審査するものです。本大学院における個別の入学資格審査を受け、入学資格を認められた場合に限り本学の入学試験への出願を認めることとします。

入学資格審査は、和光大学大学院入試委員会が下記により実施し、学長が入学資格を認定します。

記

1. 入学資格審査対象者

入学資格審査の対象者は、次の要件を満たす者としてします。

- (1)2026年4月1日において、22歳に達している者

2. 入学資格審査手続等

(1)申請に必要な書類

下記提出書類のうち、日本語または英語以外に記載されているものには、日本語の訳文を添付してください。必ずしも証明書などの発行者による訳文である必要はありません。

- ①入学資格認定申請書(本学指定様式)
- ②出身教育施設の成績証明書原本
- ③出身教育施設の修了(又は修了見込)証明書原本
- ④出身教育施設の教育課程が明らかとなる資料(学則またはこれに代わるもの、修業年限、授業時間数、授業科目、修了に必要な単位数等が明記されたもの)
- ⑤履歴書(本学指定様式)
- ⑥レターパックライト(青いレターパック)
返信用封筒として利用します。「お届け先(To)」に申請者の宛先を明記してください。

*必要に応じて他の証明書等の提出を求められることがあります。

*これまでに本学から入学資格があると認定された教育施設を修了した者(または修了見込の者)については、上記「出身教育施設の教育課程が明らかとなる資料」の提出は不要です。

(2)申請期限及び申請書類の提出先

本学の個別の入学資格審査により入学資格の認定を受けようとする者は、次の各日までに申請してください。

2025年7月4日(金)[必着]

2025年12月3日(水)[必着]

申請書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学院入学資格認定申請」と朱書してください。

【提出先】

〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘 5-1-1 和光大学入試広報課(Tel.044-988-1434)

3. 入学資格審査の方法

(1)審査方法

提出書類に基づく書類審査

(2)審査内容

出身教育施設の教育課程が4年制大学の教育課程と同程度であるか確認し、申請者が4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

4. 入学資格審査の結果

入学資格審査の結果は、

2025年7月4日(金)までに申請した者については、2025年7月22日(火)に、

2025年12月3日(水)までに申請した者については、2025年12月15日(月)に、

それぞれ申請者宛にレターパックにて通知文書を送付します。入学資格を認められた者については、「和光大学大学院 入学資格認定書」を同封します。

5. 和光大学大学院入学試験への出願について

「和光大学大学院 入学資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学試験に出願することができます。出願の際は、必ず「和光大学大学院 入学資格認定書」のコピーを提出してください。

6. 大学からの連絡について

提出された書類に不備があった場合などに、「入学資格認定申請書」に記載されたメールアドレスや電話番号に連絡を取ることがあります。和光大学入試広報課のメールアドレス(go@wako.ac.jp)および電話番号(044-988-1434)から必ず連絡を受けられるようにしておいてください。

以上